

井林

い
ばやし

たつり

-通信 第五十五号-

自由民主
LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所：自由民主党本部
東京都千代田区永田町1-11-23
電話：東京03 (3581) 6211 (代)

自由民主党
静岡県第二選挙区支部

〒426-0037
藤枝市青木3-13-8
TEL 054-639-5801
FAX 054-639-5802

Mail office@t-ibayashi.com

井林たつりの国会事務所

〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館919号室

TEL 03-3508-7127

FAX 03-3508-3427

事務局長として四年の成果

不要な土地引き取ります

土地問題

所有者不明



井林たつり



衆議院議員 井林たつり

生年月日 昭和51年7月18日

住所 藤枝市本町

本籍 榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修士

平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官

平成24年12月初当選(四期目)

平成28年8月環境・内閣府大臣政務官

静岡県サッカー協会中西部支部 会長

京都大学工学部非常勤講師

【家族】妻・長女・次女

【趣味】野球、水泳【好物】焼魚、白米、お茶

ポスター掲示を
お願いします。



国会での 活動報告

変異株の呼び方を変えさせる！ ～厚生労働政務官に国会質疑で指摘～

新型コロナウイルスの変異株、イギリス型の市中感染が国内で初めて静岡県内(東部)で確認され対応に追われました。その際呼び名に違和感を感じました。私は、新型コロナウイルスに国や地域の名前を付けるのは反対です。しかし、変異株は「イギリス型」「カルフォルニア型」等と国や地域の名前を付けていました。

ワクチン購入交渉企業の本社はアメリカやイギリスです。交渉にも影響しますし、「なにも言わない国に配慮しない」とは思われたくありません。二月に国会質疑で改善を要求その後、「N501Y型」等から「デルタ型」等と呼ぶ事になりました。



変異株の呼び名について
厚生労働省政務官に指摘
(2月16日財務金融委員会)

井林たつりのスマイルメッセージ

第1・第3・第5<水曜日>FM島田 (76.5MHz)

放送；8:10～再放送；18:35～

ネットでも聞けます (<http://www.jcbasimul.com/>)

自民党 入党のお願い

政治の現場では、より多くの党員の皆様にお支え頂いていることが「井林たつり」の原動力となります。多くの方々に自民党入党をお願いします。党費は年間4,000円、家族党员2,000円です。ご入党いただいた方は、総裁選への投票権があります。ぜひ、ご支援の程お願い申し上げます。下記FAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール(office@t-ibayashi.com)でお伝えください。

FAX 054-639-5802

お名前 _____

※入党は個人名のみとなります。

住所 〒 _____

TEL/FAX _____ 生年月日 _____



萩生田経産大臣と
中小企業対策を！

所有者不明土地問題

～不要な土地引き取ります～

所有者不明土地問題とは？その原因も

隣の土地が荒れ果てて、ごみも捨てられている。片づけたいが、持ち主が分からなくて何も出来ない。土地の境界を確定したいけど、持ち主が分からなくて確認できない。などの問題を数多く相談を受けます。このような、問題を所有者不明土地問題と呼んでいます。

いわゆる所有者不明土地とは

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者は判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地

所有者不明土地の割合
(平成29年国土交通省調査) **約2.2%**

【主な原因】 相続登記未了 約2/3
住所変更登記未了 約1/3

背景・問題点

- 相続登記、住所変更登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益が少ない
- 人口減少・高齢化の進展等により、土地の所有意識が希薄化
- 共有者が多数の場合や一部所在不明の場合、土地の適正な管理・円滑な利用が困難

公共事業、復旧・復興事業や
民間取引を含めた
土地の利活用を阻害

自民党所有者不明土地問題特別委員会 事務局長 四年目！

所有者不明問題の根本解決には憲法改正に行きついてしまい、これまで隘路にはまってしまい、成果を出すことが出来ませんでした。そこで、四年前に自民党に特別委員会が設置された時に「やれることからやる」「年に一本は法律改正」を念頭に議論を積み重ねて来ました。

- H30年；所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、森林経営管理法
- R1年；表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律
- R2年；土地基本法等の一部を改正する法律（国土調査法も同時改正）
- R3年；民法等の一部を改正する法律（不動産登記法も同時改正）、相続土地国庫帰属法

四年間の
立法実績

1 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し

- ・ 相続登記・住所変更登記の申請義務化
- ・ 相続登記・住所変更登記の
手続の簡素化・合理化 など

発生予防

2 土地を手放すための制度（相続土地国庫帰属制度）の創設

- ・ 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

発生予防

3 土地利用に関連する民法の規律の見直し

- ・ 所有者不明土地管理制度等の創設
- ・ 共有者が不明な場合の共有地の利用の円滑化
- ・ 長期間経過後の遺産分割の見直し など

土地利用の円滑化

「相続した不要な土地」国が引き取る制度を創設しました

「子供たちが東京に出てしまい家に帰ってこない」「夫婦で年を取って田んぼが管理できない」だから、国に家や田んぼを引き取ってもらいたい。という要望を多くいただくようになりました。他方で、使用収益をするだけやって、不要になったら国に引き取るというのは、モラルハザードでは？という意見がありました。

そこで、政治主導で「相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度」を創設いたしました。

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させる制度の創設。
- 管理コスト転嫁、土地管理をおろそかにするモラルハザードは防止のため一定の要件（作物等がない・土壌汚染等がない・崖地ではない・権利関係が整理されている・担保権等がない・通路等で他人に使われていない 等々）。
- 審査手数料及び、標準的な管理費用の10年分の負担金を徴収。
(国有地の標準的管理費用(10年分)：原野約20万円、宅地(200m³) 80万円)

「要件が厳しい」「費用をとるな！」等々の意見もありました。まずは、「制度を作ってみる」ことを第一に制度を創設しました。三期目に当選させていただいて四年間の成果として、一つの節目です。四期目でさらに、取り組みを加速させたいと思います。皆様のご支持とご理解をお願いします。